

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会 議事録

■日時 平成31年4月26日（金）午後3時31分～午後6時02分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、町田第一部会長、平手第二部会長、池邊委員、池本委員、奥委員、日下委員、齋藤委員、佐々木委員、谷川委員、堤委員、寺島委員、平林委員、宮越委員、森川委員

■議事内容

1 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	・(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業	平成 31 年 4 月 5 日
2 環 境 影 響 評 価 書	・(仮称) 赤坂二丁目プロジェクト	平成 31 年 2 月 28 日
3 事後調査報告書	・(仮称) 竹芝地区開発計画(工事の施行中)	平成 31 年 3 月 28 日
	・都営辰巳一丁目団地建替事業(工事の施行中その1)	平成 31 年 3 月 29 日
	・(仮称) 虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業(工事の施行中その2)	平成 31 年 3 月 29 日
	・東京都市計画道路環状第2号線(中央区晴海四丁目～銀座八丁目間)建設事業(工事の施行中その4)	平成 31 年 4 月 15 日
	・宇津木土地区画整理事業(工事の施行中その1)	平成 31 年 3 月 27 日
	・東京都市計画道路環状2号線(港区新橋～虎ノ門間)建設事業及び環状第2号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業(工事の施行中その9)	平成 31 年 3 月 29 日
	・八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業(工事の施行中その1)	平成 31 年 3 月 29 日
4 変 更 届	・東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業	平成 31 年 3 月 27 日
	・東京都市計画道路環状第2号線(中央区晴海四丁目～銀座八丁目間)建設事業	平成 31 年 3 月 29 日
	・山菱産業株式会社採掘区域拡張事業	平成 31 年 3 月 29 日
	・三鷹都市計画道路3・2・6号調布保谷線、武蔵野都市計画道路3・3・6号調布保谷線(三鷹市野崎～武蔵野市関前間)建設事業	平成 31 年 3 月 29 日
	・(仮称) 三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業	平成 31 年 3 月 29 日

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
5 完 了 届	・わらべや日洋株式会社（仮称）新村山工場建設事業	平成 31 年 3 月 11 日
6 そ の 他 （条例第 90 条に基づく報告等）	・都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）事業	平成 31 年 3 月 29 日

平成 31 年度「東京都環境影響評価審議会」第 1 回総会
速 記 録

平成 31 年 4 月 26 日（金）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 21

午後 3 時 31 分 開会

○森本アセスメント担当課長 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち、13 名の御出席をいただいております。定足数を満たしてございます。

○森本アセスメント担当課長 それでは、平成 31 年度第 1 回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございましたので、よろしくをお願いいたします。

○柳会長 わかりました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱の第 6 条第 3 項の規定によりまして、会場の都合から傍聴人の数を 30 名程度といたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 傍聴の方は、傍聴を希望される案件が終了次第、退室されて結構です。

それでは、ただいまから平成 31 年度東京都環境影響評価審議会第 1 回総会を開催します。

それでは、本日の会議は、次第にありますように、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。受理関係について御報告いたします。

お手元の資料 1 をご覧ください。受理報告でございますが、環境影響評価調査計画書が 1 件、環境影響評価書が 1 件、事後調査報告書が 8 件、変更届が 5 件、完了届が 1 件、その他としまして条例第 90 条に基づく報告等が 1 件を受理してございます。

それでは、受理報告につきまして担当から御説明させていただきます。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、私、宮田から御説明させていただきます。

まず、最初に、皆様の机上の一番上に置いてございますけれども、紫色の冊子、「環境影響評価調査計画書 (仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業」について御説明させていただきます。こちらの冊子の 1 ページをご覧くださいと思います。

まず事業者ですけれども、事業者は株式会社京葉興業となります。対象事業の種類は、廃棄物処理施設の設置となります。対象事業の概略ですが、計画地内の改質固化処理プラント、計画地南側隣接の廃水処理プラントを、計画地内において改質固化処理プラントの建替え及

び廃水処理プラントの新設を行うものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、2 ページをご覧くださいと思います。事業の目的となります。同一敷地内において、無機汚泥を中間処理する改質固化処理プラントと有機汚泥を処理する廃水処理プラントと並存稼働させることにより、無機・有機を問わない廃棄物受け入れ機能の柔軟性を向上させ、廃棄物処理施設としての総合力の高度化、施設稼働率の高水準化及び場内環境の改善等を図るものとしてございます。

では、6 ページにお進みいただきしたいと思います。6 ページが現状の計画地の状況になってございます。改質固化処理プラントが設置されているということでございます。

8 ページにお進みいただきしたいと思います。こちらが将来の計画地の状況になってございます。計画地内に新たに改質固化処理プラント、東棟と西棟及び廃水処理プラントを建設するものでございます。

続きまして、11 ページをご覧くださいと思います。今回新設いたします処理プラントの建物のイメージ図を記載してございます。上が改質固化処理プラントの西棟、下が廃水処理プラントということで完成イメージ図を示させていただいております。

では、お戻りいただきまして7 ページをご覧くださいと思います。7 ページに今イメージ図で御説明させていただきました建物の建築計画の概要を示してございます。改質固化処理プラント西棟につきましては、地上2階、鉄筋、高さ約19m、東棟につきましては、地下1階、鉄骨、高さ約14m、廃水処理プラントは地上5階、地下2階、高さ約27m となっております。

では、14 ページまでお進みいただきしたいと思います。今回設置しますプラントの処理フローを解説してございます。概略処理フローは、15 ページにございます図 4.2-9(1)～(2)に示すとおりとしてございます。

まず、改質固化処理プラントですが、固形状物は、受け入れ後、受入固化槽内または受入固化槽から混合機に移送し、薬剤を添加した後、薬注固化処理により改質安定化を図る。その後、セメント工場にて再資源化を行い、再資源化できないものは最終処分場にて処理を行うとしてございます。また、高含水物は固形物と水分に分離を行い、固形物は受入固化槽に移送し、固形状物同様に処理を行い、分離水分は排水処理設備にて処理後、下水へ放流するとしてございます。

廃水処理プラントですけれども、受入・貯留設備、前処理において、し渣・沈砂の分離除去や中和、食品廃棄物等の破碎分離等の処理を行った後、メタン発酵設備または脱水設備に

で処理を行う。また、排水処理設備にて活性汚泥法による直接処理も可能としてございます。処理に伴い発生する汚泥は、脱水汚泥乾燥設備により安定化、減量化させた後、再資源化を図り、排水は、排水処理設備を経て、中水利用並びに下水道へと放流する計画としてございます。

では、17 ページにお進みください。施工計画となります。2022 年度に着工し、既設の改質固化処理プラントの一部を稼働させながら、初めに改質固化処理プラントの西棟の建設予定場所に位置する既存施設等を解体後、建設工事を行い、2023 年度に供用を開始します。次に、改質固化処理プラント東棟及び廃水処理プラントの建設予定場所に位置する既存施設等を解体し、改質固化処理プラント東棟の建設工事を行い、2024 年度に供用を開始する。その後、廃水処理プラントの建設工事に着手し、2027 年度に供用を開始するとしてございます。

18 ページにお進みください。施工方法の概要及び主な建設機械は下表に示しているとおりでございます。

また、工事用車両ですけれども、工事用車両の主要走行経路は、19 ページにございます図 4.3-1 に示すとおりとしてございます。

20 ページにお進みください。供用計画となっております。本施設の運転計画については、改質固化処理プラント及び廃水処理プラントともに24時間365日の稼働を計画してございます。

廃棄物等の搬入・搬出計画についてですが、搬入車両は1日当たりの最大受け入れ台数は、改質固化処理プラントが約121台、廃水処理プラントが約166台、搬出車両は1日当たり最大搬出台数は、改質固化処理プラントが約11台、廃水処理プラントが約2台、また、船舶による搬出は1日当たり1回としてございます。

また、関連車両の主要走行経路は図4.3-2に、また、船舶運搬経航路は22ページにございます図4.3-3に示すとおりとなっております。

それでは、96 ページまでお進みいただきたいと思います。96 ページから環境影響評価の項目となります。環境影響評価の項目として選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、景観、廃棄物及び温室効果ガスの9項目としてございます。

97 ページにお進みいただきたいと思います。環境影響要因としまして、工事の施行中は、建設機械の稼働、解体・建設工事、工事用車両の走行、工事の完了後につきましては、施設の存在、施設の稼働、関連車両の走行及び船舶の航行としてございます。環境影響評価の項目との関連につきましては、こちらの表に示すとおりとしてございます。

98 ページにお進みいただきたいと思います。こちらの表に選定した項目及びその理由を示してございます。なお、大気汚染についてですが、中段下のほうから対象にしないということを経つか書いてございます。浮遊粒子状物質の予測については、自動車及び建設機械の排気管からの排出のみを対象とし、反応二次生成物質やタイヤの摩擦による粉じん、砂ぼこり等の巻き上げ粉じんは対象としない。その他の環境基準が定められている物質について、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、江戸川区春江町測定局の年平均値が環境基準を大きく下回っていること、本事業における処理工程においてこれらの物質は発生しないことから、本事業により現況の環境濃度を悪化させることはないと考えられるため、予測項目の対象としないとしてございます。また、光化学オキシダント及び微小粒子状物質については、発生源からの寄与を定量化する手法が確立されていないため、予測対象項目から除外してございます。

次に、悪臭についてですが、悪臭につきましても、なお書きとしまして、既存改質固化処理プラントの解体工事に当たっては、清掃等を行い悪臭の発生防止を図ること、また、解体工事期間は約2か月と一時的なものであることから、工事の施行中については環境影響評価の項目として選定しないとしてございます。

続きまして、100 ページにお進みいただきたいと思います。こちらに選定しなかった項目及びその理由を示してございます。

水質汚濁ですけれども、工事の施行中において発生する排水及び工事の完了後における汚水排水は、下水道法に基づき適正に処理した後、公共下水道へ放流するため、公共用水域の水質に影響を及ぼすおそれはない。本事業においては、廃棄物の受け入れ、保管、処理及び積み込み等の工程は全て屋内で行い、清掃等に使用した洗浄水等は、側溝等にて集水の後、排水処理設備にて処理を行う。また、敷地内の廃棄物に触れるおそれのない雨水については、雨水貯留施設へ集水し、公共下水道に放流する。さらに、改質固化処理プラント、廃水処理プラントの床は遮水性の高い構造とし、また、敷地内の廃棄物に触れるおそれのない区画の雨水については、アスファルトまたはコンクリートで被覆し、地下への浸透防止を図っていくということで、環境影響評価項目として選定しないとしてございます。

地形・地質につきましては、計画地は、東京湾の埋立地に位置する人工改変地であり、特異な地形・地質の分布はないということで、項目として選定しないとしてございます。

生物・生態系ですけれども、計画地及び周辺地域は良好な動植物の生息、生育環境は分布しないとして、項目として選定しないとしてございます。

日影ですけれども、計画地及び周辺地域は工業専用地域に指定されており、日影の規制を受けていない地域である。また、計画施設の高さは約 27m の建築物であり、日影規制の指定を受ける施設まで約 400m 離れており、本事業に伴う日影の影響は生じないとして、項目として選定してございません。

電波障害及び風環境ですけれども、計画施設の最高高さは約 27m の建築物であり、計画地周辺には計画施設と同程度の高さの建築物が多く立地しているということで、評価項目として選定してございません。

史跡・文化財ですけれども、本事業における計画地は、東京湾の埋立地に位置しており、周辺の指定文化財及び埋蔵文化財は存在しないとして、評価項目として選定してございません。

自然との触れ合い活動の場ですけれども、計画地北側の新砂のぞみ公園、北東側にウォーキングコースが位置しておりますが、工事施行中の工事用車両及び工事の完了後の関連車両の一部がウォーキングコースを走行しますけれども、歩道にはガードレールが設置されており、歩車分離が図られていることから利用者への影響は小さい。また、工事完了後の関連車両の小型車の一部が新砂のぞみ公園前を通過するが、歩道にはガードレールが設置されており、歩車分離が図られていることから利用者への影響は小さいとして、項目として選定しないということでございます。

説明は以上となります。

○森本アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料 3 ページをお願いいたします。「(仮称) 赤坂二丁目プロジェクト」の評価書の受理報告でございます。本件は昨年 8 月に評価書案審査意見書を事業者に手交してございます。

審査意見書と評価書の関連を説明させていただく前に事業の概要を説明いたします。

お手元の緑色の評価書の 11 ページをお願いいたします。こちらは計画地周辺現況図でございますが、本件は高層建築物の新築で、計画地は港区赤坂二丁目に所在、敷地面積は約 1 万 6,200 m²、建築面積は約 6,500 m²、延床面積は約 22 万 2,000 m²でございます。建物用途は事務所、ホテル、共同住宅、店舗、診療所、展示施設などで、駐車場台数は約 389 台、住宅戸数は 34 戸、工事予定期間は 2019 年度～2024 年度、供用開始予定は 2024 年度でございます。

14 ページをお願いいたします。こちらが施設配置の計画図、立面図、さらに 15 ページが断面図、そして右側の 16 ページが完成図でございます。

本日の資料 3 ページへお戻りください。評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連に

ついてでございます。

最初に大気汚染でございます。評価書案審査意見書の内容は、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、評価の指標を下回るとしてはありますが、二酸化窒素の最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底することとしてございます。これについての評価書の記載内容は、本編の 93 ページに、建設機械の同時稼働台数が極力少なくなるよう工事計画を立案すること、工事作業員に環境保全のための措置の内容を周知徹底すること、工事区域内をパトロール等により管理・監督すること等を環境保全のための措置に追記してございます。

続いて、騒音・振動でございます。評価書案審査意見書の内容は、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動について、評価の指標を下回っているが、主な走行経路となる区道は道路幅が狭く、沿道には住宅が存在することから、環境保全のための措置を徹底することとしてございます。これについての評価書の記載内容は、本編の 128 ページに、工事用車両が区道 679 号を走行する際は、徐行運転等の指導徹底により騒音・振動の低減に努めること、現場内での掲示や定例会議、朝礼等を通じて工事作業員に環境保全のための措置の内容を周知徹底すること等を環境保全のための措置に追記してございます。

続いて、日影、風環境、景観共通でございます。評価書案審査意見書の内容は、予測・評価において、現況に含まれている赤坂ツインタワー地上部は既に解体されていることから、解体後の状況を現況とし、予測・評価を見直すとともに、環境保全のための措置を検討することとしてございます。これについての評価書の記載内容は、日影、風環境、景観は、それぞれ、こちらに記載のページに、赤坂ツインタワー地上部解体後の状況を現況とし、予測・評価を見直してございます。

本件の説明は以上でございます。

○柳会長 続いて事後調査報告書を説明しますか。それとも、今の 2 件について何か御質問があれば御質問を受けますでしょうか。いかがでしょうか。環境影響評価調査計画書 1 件と環境影響評価書について何か御質問があれば、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

○谷川委員 新砂総合資源循環センターの件なのですが、これは評価書案を作成する際に確認していただきたいのは、1 点目は、産業廃棄物として特別管理産業廃棄物が含まれないかどうかということと、2 点目は、一般廃棄物の記載がありますけれども、一般廃棄物としてどんなものを想定されていらっしゃるのか。「汚泥」としか書かれていないものですから。あと、メタン発酵されるということになれば、食品廃棄物だとかそういうものも

想定されているのか。いわゆる中身の内容についてももう少し具体化して、処理する予定量も含めた評価書案をぜひ作成していただければということコメントさせていただきます。

○宮田アセスメント担当課長 その旨を事業者にお伝えしたいと思います。ありがとうございました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○佐々木委員 今の御意見に追加のようになるのですが、14 ページの改質固化処理プラントの中側で「セメント工場にて再資源化を行い、再資源化できないものについては」云々と書いてありますけれども、この辺につきましても具体的にどういったものが再資源化できるか、具体的にならないと量とか判定できないと思いますので、その辺も次の段階でははっきりさせていただければと思います。

以上です。

○宮田アセスメント担当課長 お伝えしたいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○奥委員 同じ新砂の件ですけれども、55 ページに公害苦情の状況を整理した表が載っておりまして、こちらは江東区が受けた苦情についての表なのですが、事業者は現在施設を稼働させているわけですので、現行の施設稼働に伴って事業者自身がどういった内容の苦情をどの程度受けているのか、それを踏まえて新たな施設においてどういう対策を講じていこうとしているのかというところの記載が欲しいなと思ひまして、こちらの状況につきましては、事業者自身のこれまでのそれを受けた内容ですとか件数を示していただくとよろしいのかなと思います。

○宮田アセスメント担当課長 伝えたいと思います。ありがとうございました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○森川委員 新砂のほうですけれども、先ほどメタン発酵の話が出ていたのですが、メタン発酵をした後にガス利用設備というのがあって、発電をやるみたいなのですけれども、これは熱源の稼働には当たらないのかなというのが読めなかったので、確認を後でしていただければと思います。

○宮田アセスメント担当課長 確認いたしたいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○齋藤委員 新砂の土壌汚染に関する話の調査方法に関してなのですけれども、117 ページに既存資料としてこういうものを調査しますという情報が出ていますが、汚染のおそれ

があるから項目選定をされていて、調査事項として土地利用の状況だけでなく、土壤汚染の状況を調べるという項目が出ているのですけれども、そのときに使用する主な資料がここに書かれているのですが、せいぜい可能性が読み取れるとしたら、特定有害物質使用等に関する情報等の事業者資料、この程度なののですけれども、これで土壤汚染の状況をどう判断できるのかなと思っているということと、今ここでは資料を調べるという書き方しかなくはないのですけれども、何らかの汚染がある可能性がより広がれば、実際の調査が必要になってくると思うのですけれども、そのときにどういう方針でやっていくのかということはこの計画書の時点である程度はつきりさせていただかないと、結局、評価書の準備書が出てきた段階でもう調査はなされてしまっているということですから、事前にそこら辺はせめて方針だけでも明確にさせていただいたほうがよいかなと思います。

以上です。

○宮田アセスメント担当課長 現状なののですけれども、65 ページに土壤汚染の現状ということで形質変更等の要届出区域ということでまとめさせていただいております。現状では汚染されていることは確認できないとなっているのですけれども、都条例の 117 条に該当するということになりますので、これに基づいて調査を行うということは今後進めていきまして、計画書案の中でしっかりと土壤汚染について調査をさせていただきたいと考えております。

○齋藤委員 ということは、実際に調査をされるということなのですね。ここの報告書によると、既存資料を調べますという話なのですが、それは現地で実際に土を採取して調べるという意味なのですか。

○宮田アセスメント担当課長 そうですね。都条例の 117 条に該当して……。

○齋藤委員 どちらにしろ、実際調べるのであれば、そのことも、条例の中でやる話かもしれないのですけれども、それも参考にす旨しっかり書いていただいたほうがよいかなと思います。そうしないと、この計画書の段階で、これでもう十分なのかどうかということについては読み込めないと思うのです。

○宮田アセスメント担当課長 これに加えて関係する都条例を確認しまして、都条例にのった措置をしっかりとまずは行うということは事業者のほうに伝えてまいります。

○齋藤委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○柳会長 おそらく 65 ページに書いてあるのは、形質変更時要届出区域が部分的に該当するところがあるということであれば、どの部分が計画地の中に該当するのかということを図示していただいて、そのところは形質変更するわけですから、届け出に従って、都の条例に従

って調査をやっていただくという段取りになっていくのではないかとということですよね。そういう説明ですよね。

○宮田アセスメント担当課長 今、現状として計画地については要措置区域は存在しないというところまでは確認がとれているところでございます。

○柳会長 要措置区域はないけれども、形質変更要届出区域はあるわけですよね。要届出区域だったら措置をしなければいけない地域で、当然もう何らかの措置を講じているということが前提ですよね。形質変更要届出区域は形質変更時に届け出をして何らかの対処をすればいいという地域ですので、今回の開発計画のときに措置を講ずる場合があり得るということですよね。いろいろと指定が新砂三丁目の地域の中で計画区域に隣接してあれば、当然それは何らかの措置をしなければいけないということになるかと思えますけれども。

○宮田アセスメント担当課長 計画地なのですからけれども、計画地には要措置区域と形質変更時要届出区域、両方とも該当しないと。

○柳会長 両方ともないのですか。

○宮田アセスメント担当課長 両方ともないということなのですからけれども、にもかかわらず土壤汚染について調査すると事業者がしておりますので、それについては今後明らかにしてまいりたいと考えております。

○柳会長 そうなのですか。わかりにくいですよ。齋藤委員、よろしいですか。要は、条例上の指定地域は全くないということのようですね。

○齋藤委員 それはそれで結構なのですからけれども、結局もう少し一般論として、土壤汚染について環境影響評価で取り上げる以上は、その先のことを見据えて計画書に書いていただかないと、こちらとしては判断できない。どちらにしろ、調べる、何らかの文献を調査して汚染があるかどうかを判断すると言っているのですよね。ということは、ある可能性があるわけで、あるとしたら調査をすることになるわけですよね。そのときの方針ぐらいはしっかり明記していただく必要があるのではないかと、2つ目の質問の意味はそのような意味です。ですから、今、環境影響評価の法制度上、それから条例上、ここまででよいという話になっているのかもしれないですけども、それだと実質的な効果を持ち得ないので、そういうところを意識してやっていただいたほうがいいのではないかと、そのような意見でございます。

○宮田アセスメント担当課長 調査すると言っていますので、その辺は先生の御意見のとおり、事業者のほうにしっかり方針を設けて進めるように伝えます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見がないようですので、事後調査報告書以降、変更届、完了届、その他1件、ここまで説明してください。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、事後調査報告書について御説明いたします。今日お配りしました資料の4ページをご覧くださいと思います。図書としましてはホチキスどめの資料になっておりまして、事後調査報告書、「(仮称)竹芝地区開発計画」でございます。

まず、こちらの資料の2ページ、3ページをご覧くださいと思います。計画地を示しております、港区海岸一丁目、敷地面積は約1万5,000㎡、延床面積は約20万㎡となっております。

5ページにお進みいただきまして、今回の計画される建物の断面図を示しております。高さが約210m、主要用途がオフィス、展示場、住宅、店舗、工事予定期間が平成27年～平成32年としてございます。

では、また今日お配りしました資料の4ページにお戻りいただきしたいと思います。

事後調査の区分ですけれども、工事の施行中で、調査期間は平成27年8月から平成30年10月となります。

調査結果の内容です。大気汚染についてです。

建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度についてですが、二酸化窒素の期間平均値は予測結果を簡易法の一部の地点で上回りました。日平均値の最高値は、簡易法の一部の地点において予測結果及び参考比較した環境基準を上回りました。予測を上回った理由として、調査期間中は風速が比較的小さかったことから、周辺の道路の自動車排気ガスが滞留しやすい状況であったと考察してございます。浮遊粒子状物質の期間平均値は予測結果を下回った。日平均値の最高値は予測結果を下回り、参考比較した環境基準を下回ってございます。

工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度についてですが、二酸化窒素の期間平均値は全ての地点で予測結果を上回りました。日平均値の最高値は一部の地点で予測結果及び参考比較した環境基準を上回りました。予測を上回った理由としては、建設機械の稼働と同様、調査期間中は風速が比較的小さかったことから、周辺道路の自動車排気ガスが滞留しやすい状況であったと考察してございます。浮遊粒子状物質については、工事用車両台数の事後調査結果は予測条件を下回ったことから、本事業の工事用車両の走行に伴う大気汚染への影響はわずかであったと考察してございます。

続きまして、騒音・振動です。建設機械の稼働に伴う建設作業騒音についてですが、各地点における騒音レベル（ L_{A5} ）の事後調査結果は予測結果を下回りました。また、いずれの地点も環境確保条例に基づく勧告基準を下回りました。

建設機械の稼働に伴う建設作業振動ですが、各地点における振動レベル（ L_{10} ）の事後調査結果は、予測結果及び環境確保条例に基づく勧告基準を下回りました。

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音ですが、道路交通騒音レベル（ L_{Aeq} ）の事後調査結果は予測結果を一部の地点で上回りました。予測を上回った理由としては、当該地点近傍に位置する海岸通り及び首都高速都心環状線の道路交通騒音の影響と考察してございます。また、一部の地点で環境基準を上回りましたが、評価書の現況調査時においても環境基準を上回っておりました。

工事用車両の走行に伴う道路交通振動ですが、道路交通振動レベル（ L_{10} ）の事後調査結果は予測結果を一部の地点で上回りました。予測を上回った理由として、調査地点周辺の工事現場における建設作業振動の影響が考えられることから、環境保全のための措置をより一層徹底して行うこととしました。なお、全ての地点で環境確保条例に基づく規制基準は下回ってございます。

苦情の有無についてですが、大気汚染に関する苦情が3件、騒音・振動に関する苦情が43件ございました。大気汚染については、意見者の状況を確認の上、計画地に面したベランダや窓の清掃等により対応するとともに、環境保全のための措置をより一層徹底いたしました。騒音については、防音シートを追加設置するなどして対応いたしました。振動については、施工方法及び工程について説明し、振動を伴う作業実施については事前報告することといたしました。

本件の説明は以上となります。

続いて6ページにお進みいただきたいと思います。こちらが「都営辰巳一丁目団地建替事業」の事後調査報告書になります。白いホチキス留めの資料をご覧くださいと思います。では、こちらの資料の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

計画地は江東区辰巳一丁目、敷地面積は約9万8,200㎡、延床面積は約13万㎡となっております。最高高さは45m、主要用途としましては住宅、駐車場、保育園、高齢者施設、工事予定期間は平成25年～平成39年となっております。

5ページにお進みいただきたいと思います。事後調査の区分は工事の施行中その1でございますけれども、ここに写真がございます。平成26年3月から平成29年9月に完成しまし

た1期工事が工事の対象となっております。

では、また今日お配りしました資料の6ページにお戻りいただきたいと思います。調査結果の内容となります。

地盤についてですが、地盤の鉛直変位の変動幅は大きな変動が見られず、また、地下水位にも掘削工事等に伴う地下水位の著しい変化は見られなかったことから、掘削工事に伴う地盤変形は小さかったものと考察してございます。

水循環についてですが、掘削工事等に伴う地下水位の著しい変化は見られなかったことから、掘削工事に伴う地下水位及び地下水の流況に影響を与えることはほとんどないものと考察してございます。

電波障害ですが、品質評価は「不良」となる放送局が多かったが、画像評価では各局とも「良好に受信」であり、電波障害に係る苦情、問い合わせも寄せられていないため、現状では電波障害は発生していないと考察してございます。

自然との触れ合い活動の場ですが、周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路を改変する行為はなく、また、利用経路と工事用車両の走行経路が重複する区間があるほか、計画地内を南北に縦断する走行ルートが加わりましたけれども、いずれも歩道と車道が分離される形状であり、利用経路への著しい影響はなかったものと考察してございます。

次に廃棄物についてですが、排出量等につきましては下表に示すとおりとなっております。

7ページの(3)になりますけれども、建設発生土が予測値を上回っております。この上回った理由としましては、予測時の掘削面積は建築面積としておりましたが、実際は作業スペースや各棟間隙部も掘削すること、それに加えて、考慮しなかった防火水槽も加わったということで、掘削面積が予測時の1.6倍になったということで建設発生土が上回ったということでございます。

補足的調査（騒音・振動）についてですが、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動ですが、建設作業振動レベル（ L_{A5} ）の事後調査結果は、環境確保条例に基づく勧告基準を下回りました。建設作業振動レベル（ L_{10} ）の事後調査結果は、環境確保条例に基づく勧告基準を下回りました。

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動ですが、道路交通振動レベル（ L_{Aeq} ）の事後調査結果は、環境基本法に基づく環境基準と同程度または下回っております。道路交通振動レベル（ L_{10} ）の事後調査結果は、環境確保条例に基づく規制基準を下回っております。

なお、苦情についてはございませんでした。

本件の説明は以上となります。

続きまして、8 ページ、「(仮称) 虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業」でございます。こちらの事後調査報告書、ホチキス留めをしたものでございますけれども、こちらをご覧いただきたいと思います。資料の2 ページ、3 ページをお開き願います。

まず2 ページの計画地を示しておりますが、計画地は港区虎ノ門一丁目、敷地面積は約1万400 m²、延床面積は約17万5,600 m²となっております。

4 ページ、5 ページにお進みいただきたいと思います。こちらに建物の断面図を示しております。最高高さは185m、主要用途は事務所、店舗、教会、駐車場、工事予定期間は平成27年度～平成31年度となっております。

それでは、また、配付いたしました資料の8 ページにお戻りいただきたいと思います。

事後調査の区分は、工事の施行中その2となります。

調査結果の内容です。まず大気汚染です。

建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度についてですが、二酸化窒素の期間平均値は予測結果を下回りました。日平均値の最高値は予測結果を下回り、参考比較した環境基準を満足しました。浮遊粒子状物質の期間平均値は予測結果を上回りました。日平均値の最高値は予測結果を下回り、参考比較した環境基準を下回りました。期間平均値が予測を上回った理由として、調査時は南寄りの風が吹いており、南側の高層ビルにより風が遮られ、空気が滞留しやすい環境であったと考察してございます。

工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度ですが、二酸化窒素の期間平均値は全ての地点で予測結果を上回りました。日平均値の最高値は全ての地点で予測結果を下回り、参考比較した環境基準を満足いたしました。期間平均値が予測を上回った理由として、一部の地点で周辺の常時観測局よりも濃度が上昇する時間があったこと、交通量は予測と同程度であったことから、現地周辺の発生源等の状況によるものと考察してございます。浮遊粒子状物質の期間平均値は予測結果と同程度でありました。日平均値の最高値は予測結果を下回り、参考比較した環境基準を下回りました。

騒音・振動です。工事用車両の走行に伴う道路交通騒音ですが、道路交通騒音レベル(L_{Aeq})の事後調査結果は予測結果を一部の地点で上回りました。予測結果を上回った理由として、調査地点が計画地に隣接しており、工事による騒音を除外できなかったことが考えられることから、環境保全のための措置をより一層徹底していくことといたしました。なお、調査結

果は、全ての地点において環境基準と同程度または下回っております。

工事用車両の走行に伴う道路交通振動ですが、道路交通振動レベル（ L_{10} ）の事後調査結果は予測結果をNo.3の昼間を除き上回りました。予測を上回った理由として、周辺の地下通路工事を実施していることから、地下構造の変化による影響が考えられるとしております。なお、全ての地点で環境確保条例に基づく規制基準は下回っております。

史跡・文化財ですが、計画地北東に位置する登録有形文化財の虎ノ門大坂屋砂場店舗に工事の影響が及ばないように、計画地の店舗に面する敷地境界に仮囲いを設置したほか、ソイルメント柱列壁を掘削底面より深く構築し、地盤への影響に配慮しました。虎ノ門大坂屋砂場店舗への影響は見られてございません。

その他（土壌汚染）ですが、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき土壌汚染調査を行った結果、計画地の一部において鉛、ヒ素及びフッ素による汚染土壌が確認されたことから、汚染土壌を掘削除去した区域については、形質変更時要届出区域の指定が解除される予定でございます。また、地下水汚染が確認された区域で全ての汚染土壌を掘削除去した区域は2年間のモニタリング調査を実施中であり、その結果に基づき形質変更時要届出区域の指定の解除が判断される予定でございます。

苦情はございませんでした。

本件の説明は以上となります。

続きまして、10ページにお進みいただきたいと思っております。東京都市計画道路環状第2号線建設事業でございます。こちらにつきましてはブルーの事後調査報告書をご覧いただきたいと思っております。こちらの冊子の2ページをご覧いただきたいと思っております。計画道路位置図となりますけれども、延長は約2.1km、区間は、起点が中央区晴海四丁目、終点が中央区銀座八丁目となっております。

4ページにお進みいただきたいと思っております。ここに平面図、断面図を示してございますけれども、車線数は往復4車線、道路構造は、トンネル部0.4km、平面部0.8km、橋梁部が2か所、平面及び高架部が0.5km、高架及び擁壁部が0.2kmとなっております。道路幅員は20m～60m、工事の期間は平成22年度～平成34年度となっております。

それでは、配付資料の10ページにお戻りいただきたいと思っております。事後調査の区分は工事施行中その4で、平成28年度、平成29年度の工事が対象となります。

調査結果の内容です。

騒音、各工種における騒音レベル（ L_{A5} ）の事後調査結果は予測結果を街築工、高架部舗装

工、準備工で上回りました。なお、全ての工種で環境確保条例に基づく勧告基準は下回ってございます。街築工、高架部舗装工、準備工で予測を上回った理由として、工事工程の遅れから工種を同時に施工したため、その影響により高くなったこと、準備作業における一時的な騒音の影響があったと考察してございます。

振動ですが、各工種における振動レベル (L_{10}) の事後調査結果は、予測結果及び環境確保条例に基づく環境基準を下回ってございます。

地盤ですが、掘削工事に伴う地盤の変形の程度ですが、平面部及び高架部における地盤の変位結果は大きな変動がございませんでした。トンネル部における地盤の変位結果にも大きな変動はございませんでした。このことから、掘削工事に伴う地盤への影響は小さかったものと考察してございます。

地下水の排水に伴う地盤への影響の程度ですが、平面部及び高架部における地下水位の観測結果に大きな地下水位の変動はございませんでした。トンネル部における地下水位の観測結果は、築地換気所近傍では大きな変動はございませんが、トンネル出入口付近では水位が乱高下したため観測機器の点検を行いました。点検後の地下水位は観測開始時の水位の程度となり、降雨直後を除き大きな変動は見られなかったことから、地下水位の低下に伴う地盤への影響は小さかったものと考察してございます。

生物・生態系ですけれども、事後調査における確認種数は評価書と同程度であり、また、優占度も評価書とほぼ同じ傾向であったことから、影響を及ぼしていないと考察してございます。

廃棄物についてですが、コンクリート塊、汚泥が予測を上回ってございます。上回った理由としては、予測時に想定していなかった地下埋設物撤去等の解体工事が増加したこと、また、汚泥が予測を上回った理由としては、隅田川橋梁部において予想以上に支持層が深い位置にあったこと及びトンネル部の地盤が想定以上に軟弱地盤であったため、地盤改良の薬液注入量が増えたことと考察してございます。

苦情はございませんでした。

本件の説明は以上となります。

○森本アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料 12 ページをお願いいたします。宇津木土地区画整理事業の事後調査報告書について説明いたします。お手元のホチキス留めの事後調査報告書の 2 ページをお願いいたします。

本件は土地区画整理事業で、八王子市宇津木、大谷、尾崎、左入に所在。施行面積は約 55ha、

施行者は八王子市で、施行期間は平成 6 年度～平成 39 年度の予定でございます。右の 3 ページの図 2 が土地利用計画図、図 3 が工区割図で、図 3 にございます第 1 から第 4、全ての工区で工事が実施中でございます。

本日の資料 12 ページにお戻りください。事後調査の区分は工事の施行中その 1、調査項目・事項は記載のとおりでございます。史跡・文化財以外は平成 29 年度の調査結果、史跡・文化財は着工から平成 29 年度までの文化財の状況の報告でございます。

調査結果の内容でございます。最初に水質汚濁（工事の施行中における浮遊物質）についてでございます。降水時における浮遊物質の事後調査結果は、谷萩川、谷地川上流地点、谷地川下流地点、それぞれの結果は記載のとおりでございます。参考比較した環境基準を下回り、平常時は全ての地点で 1mg/L 未満でございます。予測結果と同様に谷地川への濁水の流入による著しい影響はなかったと考察してございます。

次に、陸上植物でございます。植物個体及び植物群落の変化の程度は、施行済みの箇所の植物個体は消失しましたが、計画地及びその周辺において樹林や生産緑地が残置されており、計画地内で 512 種、計画地周辺で 488 種の植物の生育の維持が確認されており、評価書時と比較して増加してございます。注目すべき種のうち、一部が仮移植先で生育が確認されませんでした。その他については生育が確認されてございます。工事の施行箇所では造成により裸地の出現が確認されましたが、施行後に土地利用者に返還してございまして、一時的なものでございます。施行済み箇所以外の場所では現存する樹林が保護されてございまして、植物群落が維持されてございます。

生育環境の変化の程度は、工事の施行箇所では改変が見られましたが、南部の樹林地や社寺林は現存してございまして、予測結果と同様に、植物の生育環境としての周辺樹林は維持されているものと考察してございます。

次に、陸上動物でございます。動物の消滅の有無及び変化の程度は、哺乳類、鳥類、爬虫類、それぞれの確認種数は評価書時よりも増加してございますが、両生類、昆虫類、クモ類の確認種数は評価書時に比べ減少してございます。注目される種は評価書時から増加してございます。

また、生育環境の変化の程度は、工事の施行箇所では改変が見られましたが、南部の樹林地や社寺林は現存してございまして、予測結果と同様に生育環境は大きく変化していないと考察してございます。

次に、水生生物でございます。水生生物の変化の程度は、事後調査結果における確認種は

評価書時と比較して水生生物が減少し、その他は増加し、注目される種は評価書時から増加してございます。

生息・生育環境の変化の程度は、谷地川では本事業による改変は計画されておらず、谷萩川からの濁水の流入による生息環境の変化は確認されず、また、水路沿いの水田が畑へと変化し、水路内に流水が見られない状況としてございます。

次に、史跡・文化財（埋蔵文化財の消失の有無及び改変の程度）は、試掘調査の結果、施行済みの箇所では重要な文化財は確認されておらず、本調査は行っておらず、試掘調査で出土した遺構や遺物は写真等で記録してございます。

苦情はございませんでした。

本件の説明は以上でございます。

続きまして、本日の資料 14 ページをお願いいたします。「東京都市計画道路環状第 2 号線（港区新橋～虎ノ門間）建設事業及び環状第 2 号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業」の事後調査報告書について説明いたします。

お手元の事後調査報告書の 4 ページをお願いいたします。この見開き図ですが、本事業の上が平面図、下半分が縦断図、右が標準横断図でございます。上半分の平面図をご覧ください。本事業は、道路の新設で、道路事業と再開発事業がございまして、道路事業は、計画路線の右側の港区東新橋二丁目が起点、左側の港区虎ノ門二丁目が終点の延長約 1.4km、平面部、トンネル部の本線が 4 車線、側道が 2 車線でございます。下半分の縦断図をご覧ください。左の補助第 1 号線と接するところからトンネル部入り口までが平面部、それより東はトンネル部となっております。工事予定期間は平成 17 年度～平成 34 年度まででございます。また、再開発事業は平面図、縦断図ともに緑色の箇所が該当しまして、港区新橋四丁目、西新橋二丁目、虎ノ門一～三丁目他が計画地、区域面積は 7 万 9,800 m²、建物高さは、右の I 街区が 64m、II 街区が 80m、工事期間は平成 15 年度～平成 22 年度でございました。

本日の資料 14 ページへお戻りください。事後調査の区分は工事の施行中その 9、調査項目・事項はご覧のとおりで、報告期間は平成 28 年 12 月から平成 30 年 11 月でございます。

調査結果の内容でございます。

最初に、道路事業に関する報告でございます。最初に大気汚染（計画路線走行自動車による大気質の濃度）についてでございます。二酸化窒素の期間（4 季各 7 日間）平均値は全ての地点で予測結果と同程度、日平均値の最高値は予測結果を 3 地点が上回り、その他の地点は下回ってございます。参考比較した環境基準を 1 地点が上回りましたが、その他の地点は

全て下回ってございます。予測及び環境基準を上回った理由として、周辺の測定局も同様に日平均値の年間98%値を上回っていることから、地域全体で特に濃度が高い特異日であったためと考察してございます。浮遊粒子状物質の期間平均値は予測結果を下回り、日平均値の最高値は予測結果及び参考比較した環境基準を下回ってございます。二酸化硫黄は測定してございませんが、周辺測定局の期間平均値は予測結果を下回り、日平均値の最高値は予測結果及び参考比較した環境基準を下回ってございます。一酸化炭素は測定してございませんが、周辺測定局の期間平均値は予測結果を下回り、日平均値の最高値は予測結果及び参考比較した環境基準を下回ってございます。

続いて、騒音（計画路線走行自動車による道路交通騒音）でございます。騒音レベル（ L_{A50} ）の事後調査結果は予測結果を上回り、騒音レベル（ L_{Aeq} ）の事後調査結果は予測結果を地点2の昼間及び夜間、地点4の夜間で上回り、全ての地点で環境基準を下回ってございます。予測結果を上回った理由として、昼夜間にわたる地下鉄新駅の建設工事など、道路交通騒音以外の騒音による影響が大きかったことと考察してございます。

次に、振動（計画路線走行自動車による道路交通振動）でございます。振動レベル（ L_{10} ）の事後調査結果は全ての地点で予測結果及び規制基準を下回ってございます。

続いて景観です。地域景観の特性の変化の程度は、計画路線の地上部歩道には街路樹を植栽し、関連事業のⅢ街区敷地内の換気塔の色彩はアースカラーを採用するなど、周辺環境に調和させるように配慮してございまして、事後調査結果は予測結果とおおむね同様。また、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、周辺の建築物が建設または建て替えられたことなどによる違いはございますが、事後調査結果は予測結果とおおむね同様としてございます。

続きまして、再開発事業についての報告です。

最初に日影でございます。冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数などの日影の状況の変化の程度は、関連事業であるⅢ街区の日影範囲から、予測条件になかった環状第2号線の換気塔による日影があらわれる変化がございましたが、冬至日における日影の範囲、時刻、時間数などはおおむね予測結果と同程度。主要な地点での日影の変化の程度は、予測時にございました近傍の建物が街区の建築計画により解体されたことなどにより、事後調査の日影時間は予測結果よりも少なかったとしてございます。

続いて、風環境（計画建物等による風環境の変化の程度）でございます。事後調査結果は、2地点は住宅街、公園の用途に対応するランク2であり、予測結果と同程度。残りの3地点

は住宅地の商店街、野外レストランの用途に対応するランク 1 でございまして、予測結果と同程度でございます。

続いて景観でございます。地域景観の特性の変化の程度は、I・II 街区の建築物は、関連事業である III 街区とあわせて景観構成上のシンボルとなり、事後調査結果は予測結果とおおむね同様。また、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、周辺の建築物が建設または建て替えられたことなどによる違いはございますが、計画建築物は地上部や建築物上を緑化し、周辺景観に調和させるよう配慮したことから、事後調査結果は予測結果とおおむね同様。さらに、圧迫感の変化の程度は、地点 1 からの対象建築物である II 街区の圧迫感の調査結果は予測結果と同程度であり、圧迫感を求める指標を下回っております。

苦情はございませんでした。

続きまして、本日の資料 16 ページをお願いいたします。「八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業」の事後調査報告について説明いたします。お手元のホチキス留めの事後調査報告書の 2 ページ、3 ページをお願いいたします。

3 ページの図は広域の計画地位置図、2 ページは詳細のものでございます。本件は高層建築物の新築で、事業の概略は 2 ページの表のとおりでございます。

4 ページが配置計画図、5 ページから 7 ページが断面図でございます。

本日の資料 16 ページへお戻りください。事後調査の区分は工事の施行中その 1、調査項目・事項は騒音・振動で、着工から平成 30 年 7 月までの結果報告でございます。

調査結果の内容ですが、騒音・振動の建設機械の稼働に伴う騒音は、騒音レベル (L_{A5}) の事後調査結果は予測結果及び環境確保条例に基づく勧告基準を下回り、建設機械の稼働に伴う振動は、振動レベル (L_{10}) の事後調査結果は、予測結果及び環境確保条例に基づく勧告基準を下回っております。

ここで、こちらのホチキス留めの冊子なのですが、最後のページ、資料編の 5 ページになります。こちらをご覧いただきたいと思います。事業内容の変更の概略が表に示されてございまして、この事業内容のうち、延床面積は減、最高高さは約 5m の減などの変更がございまして、事業者としては、これらの変更内容は軽微で、変更届を提出しないと判断したと伺っております。

本日の資料 16 ページにお戻りください。苦情ですが、解体工事による建設作業騒音・振動が 25 件、大気 1 件の苦情が寄せられ、施行内容の説明や作業時間の調整、防音シートの設置、解体箇所への散水などの対応をすることで理解を得てございます。

本件の説明は以上でございます。

続きまして、本日の資料 17 ページをお願いいたします。白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業の事後調査報告書について説明いたします。

お手元の事後調査報告書の 2 ページ、3 ページをお願いいたします。本事業は、高層建築物の新築で、計画地位置図のとおり港区白金一丁目に所在し、事業区域面積は約 1 万 7,000 m²、延床面積は約 13 万 4,492 m²でございます。

4 ページをお願いいたします。こちらは計画建築物の断面図でございます。計画建築物の最高高さは約 156m、駐車台数は約 444 台、主な用途は住宅、工場、事務所、店舗、病院などの生活利便施設で、工事予定期間は平成 29 年度～平成 33 年度、供用開始予定は平成 33 年度でございます。

本日の資料 17 ページへお戻りください。事後調査の区分は工事の施行中その 1、調査項目・事項は騒音・振動、廃棄物で、報告対象期間は平成 29 年 11 月から平成 30 年 10 月でございます。

続いて、調査結果の内容でございます。

まず、騒音・振動でございます。建設機械の稼働に伴う建設作業騒音は、騒音レベル (L_{A5}) の事後調査結果は予測結果及び環境確保条例に基づく勧告基準を下回り、建設機械の稼働に伴う建設作業振動は、振動レベル (L₁₀) の事後調査結果は予測結果及び環境確保条例に基づく勧告基準を下回っております。

次に、廃棄物でございます。予測結果と事後調査結果の対比はこちらの表のとおりでございます。解体に伴い、特別管理産業廃棄物の廃石綿（レベル 1 及びレベル 2）、石綿含有産業廃棄物（レベル 3）及び廃 P C B が確認され、特別管理産業廃棄物の廃石綿及び石綿含有産業廃棄物については、関係法令などに基づき適正に処分を行っております。廃 P C Bのうち、低濃度 P C B については、認定処理施設にて処理を行い、高濃度 P C B については、指定された処理事業所での処理に向け、現場内の専用保管容器にて適切な保管・管理を行っております。

苦情は、大気汚染、粉じんなどに関するものが 1 件、騒音・振動に関するものが 6 件あり、粉じんなどについては、粉じんネットの増設などを行うことで御理解を得、騒音・振動については、工事計画の説明、防止対策を行うことを説明などすることで理解を得てございます。

本件の説明は以上でございます。

○宮田アセスメント担当課長 次に、これから変更届について御説明させていただきます。

本日の資料 18 ページをお開きください。事業名が「東京港国際海上コンテナターミナル整備事業」でございます。

ホチキス留めの資料をご覧いただきたいと思います。ホチキス留め資料の 4 ページをお開きください。こちらに位置図を示しております。中央防波堤の西側、黄色で示しておりますけれども、こちらが位置図となっております。規模につきましては、大水深コンテナ埠頭としまして、5 ページに示しておりますけれども、延長 400m、奥行 500m、水深-16m でございます。

本日の資料 18 ページにお戻りください。変更内容の概略となります。変更理由は、コンテナヤードの整備に当たり、ヤード利用者の意向を踏まえた現ターミナルからの諸施設の移設及び新設に時間を要することから、ヤード工事の工程について見直しが必要になったということで、変更内容としましては、工事期間、供用開始につきまして変更を表のとおりしてございます。

環境影響評価項目の再評価結果ですけれども、工事期間及び供用開始は変わるが、工事の範囲、工法等の予測条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わないとしてございます。

本件の説明は以上となります。

続きまして、19 ページの変更届、東京都市計画道路環状第 2 号線建設事業の変更届を御説明いたします。こちらにつきましても、お手元に配付のホチキス留めの冊子をご覧いただきたいと思います。

まず最初に、お手元の資料の 19 ページの変更内容の概略について御説明させていただきます。

変更理由についてですが、事業計画のうち、築地換気所の設置計画について、設計の進捗に伴い、築地換気所の形状及び配置を変更するものでございまして、変更内容につきましては表のとおりでございます。

詳細につきましては、お手元配付のホチキス留めの冊子の 8、9 ページをお開きいただきたいと思います。8 ページの左側が変更後、右側が変更前としてございます。築地換気所の位置図についてとなります。図示しているとおり、配置場所が若干変更になってございます。また、形状につきましては、この位置図の左下でございますけれども、形状変更ということで、こちらの表記のとおりの変更が発生しているということでございます。

また、本日の配付資料の 19 ページにお戻りいただきたいと思います。環境影響評価項目の

再評価の結果についてですが、今回の変更に伴い、日影、風環境について予測・評価の見直しを行いました。換気塔の高さは変わらず、配置等にも大きな変更がないことから、評価の指標を満足し、変更前と比べ評価の結論は変わらないとしてございます。

本件の説明は以上となります。

○森本アセスメント担当課長 続いて、本日の資料 20 ページをお願いいたします。「山菱産業株式会社採掘区域拡張事業」の変更届について説明いたします。

お手元のホチキス留めの変更届の 2 ページをお願いいたします。本事業は、土石の採取で、青梅市成木八丁目に所在。事業区域面積は 31 万 4,965.4 m²、このうち拡張区域は 6 万 2,419 m²、既許可区域は 25 万 2,564.4 m²でございます。採取期間は平成 8 年から平成 23 年、生産品目は砕石骨材でございます。内訳は、コンクリート用が 60%、道路・その他工事用が 30%、再生砕石 10%でございます。年間採取岩量は 45 万 t、採取方法は露天階段採掘法でございます。

本日の資料 20 ページにお戻りください。変更内容の概略でございます。変更理由は、平成 23 年 3 月に採掘事業は終了し、事業完了に向け盛土工事を行ってまいりましたが、盛土に使用する建設発生土の受け入れ量が予定数量の 5 割から 6 割に減少し、工事予定期間までに工事が完了できなくなったため、工期を延長するものでございます。また、完了後、調整池などが周辺に影響を及ぼさないように、より安全なものとするため、排水計画を変更するものでございます。

変更内容は、排水計画、緑化計画、工事期間、それぞれ表に記載のとおり変更するものでございます。

評価項目の再評価結果は、今回の変更において、事業期間、排水計画及び緑化計画は変わりますが、事業区域、採掘範囲や採掘方法などの予測条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わないとしてございます。

本件の説明は以上でございます。

続いて、本日の資料 21 ページをお願いいたします。「三鷹都市計画道路 3・2・6 号調布保谷線、武蔵野都市計画道路 3・3・6 号調布保谷線（三鷹市野崎～武蔵野市関前間）建設事業」の変更届について説明いたします。

お手元の変更届の 2 ページをお願いいたします。本件は、道路の新設で、図の起点から終点まで延長約 3.1km、本線 4 車線、幅員 36m でございます。

右の 3 ページをお願いいたします。左半分が平面図、右半分が縦断図でございますが、右

の縦断図のとおり、平面部約 3.07km、橋梁部約 0.03km でございます。工事期間は平成 17 年度～平成 34 年度、供用開始は平成 35 年度でございます。

本日の資料 21 ページへお戻りください。変更内容の概略でございます。変更理由は、用地取得を進めてきてございますが、権利者の不安解消などを考慮した用地交渉及び用地取得などが引き続き求められ、事業計画より用地取得に時間を要しているため、工事期間及び供用開始時期を下記のとおり変更するものでございます。

評価項目の再評価結果は、今回の変更において工事期間及び供用開始年度は変わりますが、道路の構造及び工法などについての変更はなく、また、工事完了後の環境に影響を及ぼすおそれのある行為・要因（施設の存在、自動車の走行）に変更は生じないことから、予測・評価の見直しは行わないとしてございます。

本件の説明は以上でございます。

続きまして、本日の資料 22 ページをお願いいたします。「(仮称) 三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業」の変更届について説明いたします。

お手元の変更届の 2 ページをお願いいたします。本事業は、高層建築物の新築でございます。図の中央にございますとおり、港区三田三丁目、四丁目に所在してございます。事業区域面積は約 4.0ha、敷地面積は約 3.0ha、建築面積は約 1 万 2,270 m²、延床面積は約 22 万 8,800 m²でございます。

8 ページをお願いいたします。こちらは計画建築物の断面図で、右の 9 ページが変更前、左の 8 ページが変更後でございます。建築物は、地下 4 階、地上 42 階、塔屋 1 階、高さは約 211m、主な用途は事業所、住宅、文化・交流施設、商業・生活支援施設などで、住宅戸数は約 245 戸、駐車場台数は約 497 台、工事予定期間は 2017 年度～2023 年度、供用開始予定は 2023 年度でございます。

本日の資料 22 ページへお戻りください。変更内容の概略でございます。変更理由は、関係機関との協議や地元要望などを踏まえた事業計画の詳細検討に伴い、建築計画、駐車場計画及び緑化計画、施工計画を変更するもので、変更内容は表に記載のとおりでございます。

評価項目の再評価結果は、対象とした 7 項目のうち、大気汚染、日影、風環境、景観について予測・評価の見直しを行った結果、いずれの項目についても評価の指標を満足することから、評価の結論は変わらないとしてございます。

本件の説明は以上でございます。

続きまして、本日の資料 23 ページをお願いいたします。「都市高速道路外郭環状線（世田

谷区宇奈根～練馬区大泉町間) 事業」の東京都環境影響評価条例第 90 条に基づく事後調査の報告について説明いたします。

お手元の事後調査報告の 4 ページをお願いいたします。こちらの見開き図になるのですが、本件は法アセスの対象案件でございまして、高速自動車国道の新設でございます。上の半分が平面図、下が断面図で、上の平面図の左の世田谷区宇奈根三丁目が起点、右の練馬区大泉町四丁目が終点の延長約 16km、往復 6 車線、本線部の設計速度が時速 80km でございます。工事予定期間は平成 23 年度～平成 32 年度の予定、供用開始予定が平成 32 年度でございます。

本日の資料 23 ページへお戻りください。事後調査の区分は工事の施行中その 2、調査項目・事項は大気質、騒音、振動で、大気質、騒音の報告対象は平成 29 年度第 2 四半期から平成 30 年度第 2 四半期まで、振動が着工から平成 30 年度第 2 四半期まででございます。

調査結果の内容でございます。最初に大気質です。建設機械の稼働に係る粉じんなどは、降下ばいじん量の事後調査結果は予測結果及び参考値を下回り、建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、二酸化窒素の事後調査結果は予測結果を 1 地点で上回り、浮遊粒子状物質の事後調査結果は予測結果を 1 地点で上回っております。寄与濃度が予測を上回った理由は、気象条件である静穏率の違いや、現地調査時には対象工種以外に別工種が同時に稼働していたため、予測時と建設機械の種類及び台数が異なっていたことと考察してございます。なお、全ての値は参考基準値とした環境基準を下回っております。

続いて、騒音（建設機械の稼働による騒音）でございますが、騒音レベル (L_{A5}) の事後調査結果は予測結果を上回っておりまして、理由としては、暗騒音が予測結果を上回っていたことに加え、現道の機能確保のため、工事区域を分割し、出入り口を設置したことにより、工事作業音が外に漏れやすい状況となっていたためなどと考察してございます。なお、環境確保条例に基づく指定建設作業に係る騒音の勧告基準を下回っております。

続いて、振動（建設機械の稼働による振動）は、振動レベル (L_{10}) の事後調査結果は、予測結果及び環境確保条例に基づく指定建設作業に係る振動の勧告基準を下回っております。

苦情は、建設工事による騒音に関する苦情が 5 件、振動に関する苦情が 2 件ございましたが、追加の防音パネルの設置や今後の作業予定を説明するとともに、丁寧な作業を行うなどの対策をして、その後、同様の苦情は発生しなかったとしてございます。

本件の説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。事後調査報告書 8 件、変更届 5 件、完了届が 1 件、そ

の他が1件ということで説明がありました。

○森本アセスメント担当課長 あと、本日の資料の2ページをご覧いただきたいのですが、完了届ということで、「わらべや日洋株式会社（仮称）新村山工場建設事業」についての完了届が平成31年3月11日で提出されてございます。こちらは口頭報告にかえさせていただきます。

○柳会長 それでは、何かただいまの説明につきまして御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

○齋藤委員 宇津木土地区画整理事業の水質汚濁に関するところなのですが、端的に言って3点ありまして、1つは、そもそも論なのですが、評価する場所の地点の選定が余りよろしくないのではないかと。これはSSを見ているのですが、川自体がすごく流速も小さいような川で、工事のところから入ってくる濁水から調査しているT.2の地点までが400mぐらいあるので、途中での沈殿が相当あるのではないかと。ですから、場所の選定自体がそもそもよくなかったのではないかとというのがまず第1点です。

それから、工事地点に近いところで支川のほうに73mg/LとSSが記録されていますけれども、これも非常に大きな値だと思います。これが工事の影響であるかどうかというのは、この水量、この降雨量のときの通常の、工事をする前のときの濁りの程度、SSがどれくらいだったのかというデータと一緒に示されないとおかしくて、多分これはデータとして持っているはずだと思うので、それはここにに入れていただいたほうがいいと思うのです。その73mg/Lというのが工事の影響なのかどうかというのは、実は73mg/Lというのは結構大きくて、大きいというのは、普段の流量に比べてちょっとしか流量が増えていないのです。しかも、累積降雨量が0.5mmという物すごく少雨でこれだけ出てくるというのはどういうことなのだと思います。これがもし工事の影響で出てきて、沈殿池というか、浄化施設のところから出ているのだとすると、浄化槽というか、沈殿池自体の設計の考え方がそもそもおかしいかもしれない。という意味で、この73mg/Lというのはそもそも工事の影響なのかどうかというところを判断するためにも、この工事が行われている前に、事前に調査されていたSSの情報がここに記載されるべきだと思いますし、それによっては、そもそも沈殿池というか、浄化装置の設計そのものの考え方自体を疑わないといけないということかと思います。

以上です。コメントです。

○柳会長 それでは、ただいまのコメントについては事業者伝えてください。

ほかにいかがでしょうか。

○佐々木委員 虎ノ門一丁目地区の再開発事業の土壌汚染のところなのですが、66 ページ、この付近については、地下水汚染の云々もいろいろ書いてございますので、多分、溶出量の基準を超えた鉛、ヒ素、フッ素が出たのかなとは考えられますけれども、やはり溶出量基準と含有量基準、両方ある第二種特定物質ですので、この辺が項目ですので、土壌汚染がありましたというときに、一体どちらが超えたのか、飲用リスクで決められているものと直接リスクで決められているもので対応も、今回は掘削して下さってしまっていますから、どちらでもあれなのですけれども、今後そういうときには、どちらが超えたのかというところまで資料に書いていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○宮田アセスメント担当課長 今後については検討させていただきたいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○堤委員 特定のものというよりも、竹芝とか八重洲のものとかだと、私は専門ではないので教えていただきたいことなのですけれども、騒音とか振動の基準を測定値が下回っている割に苦情が多いなというイメージを受けていまして、それが下回っていたからオーケーだろうという結果の内容に読めるのですけれども、でも、振動、騒音の苦情が多くて、その齟齬がなぜ起きているのかというのを伺いたいです。そもそも測定している時期と苦情が起きている時期がずれていたりとか、あと苦情が来て対策がとられた後に測定していたりとか、そういったことがないかなということをお伺いできればと思っているのです。測定するときの決め方、この日に測定をするというものの決め方が何かあれば教えていただければと思っているのですが。

○森本アセスメント担当課長 八重洲二丁目地区の件で説明させていただきますと、こちらの騒音・振動というのは建設機械の稼働についてでございます。その建設機械の稼働が最大となる時点で測定は行ってございます。ただ、この苦情とその関連ということなのですが、苦情については、ホチキス留めの冊子の 13 ページをご覧くださいなのですが、八重洲について計画地、網かけのところがございますけれども、この計画地の近傍のところは、東側がホテルやオフィス関連、西側が八重洲の地下街の関連でリラクゼーション関連などがあると。あとは、南側が貸し会議室が主にあるような建物があります。ここのところが、苦情についてということなのですけれども、建設機械の稼働が最大でない時点だとしても、建設機械が稼働しているところには一定の騒音が発生すると。そうしたときに、この近傍の場合は、例えば今申し上げたようなホテルだとかリラクゼーションだとか、こうした場合はど

ちらかという静謐的とか静穏的なものが求められるところがありますので、そうしたところは稼働が最大でないとしても苦情が来ていたということになります。

○堤委員 そこまで考慮して予測するというのはなかなか難しいことなのですか。

○森本アセスメント担当課長 それはちょっと難しいかと思います。

○堤委員 なので、いつということではなくて、こちら側は静かな建物が多いのでこちら側で測定しようとか、そういった計画をするのは余り現実的ではないということですか。

○森本アセスメント担当課長 八重洲二丁目の北地区の関係でいきますと、12 ページに調査手法というところがございまして、解体工事に係る建設機械の影響が最大となる時点でとり、稼働がどこになるか、表の中ほどなのですけれども、調査時点での主な建設機械の稼働は外堀通り沿いになると。調査時点で建設機械の稼働が主にはどこになってくるかということから、騒音の影響という点を踏まえて調査地点を選定していくというところがありますので、確かに先生がおっしゃるように、周辺にどういった用途のものがあるのかを加味してというところはお思いになる部分はあるかと思うのですけれども、基本的に調査地点の選定は、稼働がどうなるか、そうしたことを踏まえてということになってまいるかと思います。

○堤委員 わかりました。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○谷川委員 これは今後の事務局へのお願いのコメントになるかもしれませんが、いわゆる事後調査報告書ということになると、一方的に事業者の方から出てくるケースが非常に多いかと思うのですけれども、その際に、例えば数値を超えているときの理由づけが非常に安易な書き方をされているところが見られます。例えば、今日の会議次第が入っている資料の4 ページの竹芝地区のところで濃度が濃いと。周辺の風が非常に弱かったので周辺の影響を受けたとか高速道路の影響を受けたとか、そういうことが書かれているのですけれども、私、風向を見ると、関係が果たしてそんなことが言えるのかなということも書かれたりしていますので、もしそういう場合は、不明であったのであれば不明であったということできちんと書いていただいて、事後報告書が信頼が置けるような書き方をぜひしていただきたいと思います。

あと、暗騒音の件で、暗騒音が予測より高かったという記述が、23 ページのところなのですけれども、ここにも「暗騒音が予測結果を上回っていた」ということをさらっと書いてあるので、そもそも暗騒音というのは事前に測ってやるものであって、それを理由として暗騒音が予測結果を上回っていたということを書いて、それを提出されるということ

自体が、もう少し事後調査報告書を真摯に受けとめて提出していただきたいということがお願いになります。

あともう一点、16 ページで、これは事務局にお伺いしたいのですけれども、変更届を出さないことにしたという説明が八重洲二丁目のところでありましたけれども、変更届を提出するかしないかの判断はどういうところで行われているのかお伺いしておきたいと思います。

○森本アセスメント担当課長 貴重な御指摘ありがとうございます。まず1点目、竹芝にせよ、先ほどの暗騒音の件にしてもということなのですが、事後調査報告書での理由についての考察については、先生がおっしゃるとおり、これを広くご覧になる方々の信頼性がやはり大切になると思います。ですので、今御指摘いただいたことについては、今後、事業者に対して、理由については深い分析と考察を行うよう伝えてまいりたいと思います。

2点目の八重洲二丁目のところなのですけれども、これは末尾の資料編-5のところなのですけれども、これは事業者さんが変更届を判断したという点がまず前提としてはございます。その部分についてなのですが、あくまでも変更の程度を踏まえまして事業者自ら判断したことだと伺ってございます。

○谷川委員 そうしますと、非常にまじめに変更届を出される事業者とそうではないということがないように、ぜひ何らかの形で目安を出していただいたほうが事業者にとってもわかりやすくなるのではないかとということで事務局にお願いしたいと思います。

○森本アセスメント担当課長 はい。

○日下委員 さっきの谷川委員と似ているのですけれども、今日、竹芝の二酸化窒素濃度が実際に事後調査をしたら予測より超えていたというので、私も少し注意深く見ていたのですけれども、確かに3月19日の月曜日とかは風が弱いからというので説明できそうなものはあるのですが、そのほかの日は余りそう見えない。もしそうだったら、浮遊粒子状物質のほうも同じように濃度が高くなるはずなのに、そっちはなっていないくて、説明が、二酸化窒素のほうは風が弱いから高いと。浮遊粒子状物質のほうは別の理由で下回っているとかで矛盾している書き方とかがあったり、データと少し違うような書き方に感じてしまうところが何か所かあったのです。

なので、もし確実なエビデンスがあって考察するのだったら、そのエビデンスを載せて考察して、矛盾するようなどころとかがあったら、ここは矛盾するとか、そういうことも書いてもいいのではないかなとは思いました。わからないこともいっぱいあるし、見ていていつも思うのは、少しぐらいの誤差はそもそもモデルの誤差もあるわけだし、観測地点によって

も少しずつ違うので、あってしかるべきなので、それを1つの風とかの責任に押し込めて無理やりやらなくてもいいのではないかと思います。言いたかったことは、矛盾していることとかわからないところはそう書けばいいし、わかったところについてはエビデンスを載せてもらいたいです。評価書と並べて読めということだとは思いますが、例えば事後評価で風がこうだったというなら、予測で用いた風はこういうふうだったけれども、実際はこうだったと両方載せるとか、あるいは車の台数も両方載せるとか、そうすれば事後調査報告書を読んだ人がもう少し理解できるようになると思いますので、予測のことを事後調査にもう一回載せてもいいのではないかと思います。

同じようなのが赤坂二丁目のプロジェクトも区道679号のところが高いと出ているのですが、これも一応理由らしきことは書いているのですが、特にエビデンスもないし、そう見えないようなモデルの結果とかもあるので、そういうところも物理的に苦しいときはそのように書いて、予測のほうでも事後評価のほうで両方とも書いてもいいのではないかと思います。

○平手第二部会長 先ほどの堤委員のお話と関連するのですが、苦情はかなり大きな問題だと思うので、苦情に関する分析が少し足りないなと思いました。苦情の件数は出ていますが、例えば何人の方が言われたか。お一人の方が何件も言っているのであれば、それは質が違いますよね。あと、静謐な空間とかいうような問題、その場所における特別な問題もありますし、その辺のところ、事実関係だけでなく、苦情の分析も載せていただきたいというのが、今後の課題だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○町田第一部会長 2点ございまして、事後調査報告に関してですが、6、7ページにあります都営辰巳一丁目に関する事柄なのですが、7ページの6に補足的調査が行われていますが、これがなぜ行われたか、その背景について御説明いただければと思います。

もう一点なのですが、23ページの都市高速道路外郭環状線なのですが、先ほど谷川委員からコメントがございました件ですが、騒音についてなのなのですが、予測結果を調査結果がいずれも14dBオーバーになっているのです。ここら辺の14dBオーバーということは普通は考えられないのですが、これは予測した地点と事後調査地点が違う可能性はないのでしょうか。そこら辺について御紹介いただければと思います。

○宮田アセスメント担当課長 まず最初に、都営辰巳一丁目団地の6番、補足的調査についてなのなのですが、こちらについては、ホチキス留めにしております図書の9ページをご覧いただきたいと思います。9ページの(7)に「補足的調査(騒音・振動)」とございます。

ここを読み上げさせていただきますと、「騒音・振動の工事施行中の建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動及び工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の予測は工事最盛期である第4期(1)及び第4期(2)工事が重複する時期について実施されており」としておりますけれども、本調査は、周辺の学校等の施設や住民への配慮のために補完的に実施するというところで実施しているものでございます。

○町田第一部長 そうしますと、当初から予定されていた調査と考えていいのか。これはその1ですよね。今後も事後調査でその2というのが出てくると思うのですが、同じようなことを予定されているのかどうかということなのです。評価の項目には入っていないことなのですよね。

○宮田アセスメント担当課長 そうですね。それについては事業者を確認してみたいと思います。

○町田第一部長 ありがとうございます。

○森本アセスメント担当課長 外環道の騒音・振動の件については調査地点にずれはなかったと伺ってございます。そして、14dB上回ったということについてなのですが、予測時点で暗騒音について想定していなかったところも影響してのことと伺ってございます。

○町田第一部長 では、そのように書いていただければいいわけですね。

○森本アセスメント担当課長 以後気をつけるようにいたします。

○町田第一部長 よろしく申し上げます。

○宮田アセスメント担当課長 先ほどの質問の補足で、辰巳一丁目の関係の補足的調査の今後なのですが、図書のほうに書いてございましたので御説明させていただきたいと思っております。こちらの図書の89ページに事後調査報告書の提出時期及び内容を整理した一覧表がございます。こちらの騒音・振動をご覧くださいと、本調査というのはその4という右のほうにありますけれども、赤印になっておりますが、その前に緑がありますが、この前にも補足的調査ということで定期的に行うような計画が当初から決められていたということでございます。

○森川委員 同じ案件ばかりで申し訳ないのですが、竹芝の開発の話で、これはNO₂、二酸化窒素が高目とかいうところの理由をいろいろ書いてあるのですが、谷川委員とか目下委員が言ってくださったことと同じようなことなのですが、建設機械の稼働中の評価と工事用車両の走行というので別にやっていますよね。ですが、例えば工事用走行車両の評価をするときに、上の高速道路があって風が弱いからとあって、若干風上側の高速道路の影

響を受けているということを書いてあるのですけれども、この絵を見ると、どうしても風上側にあるのが、もちろん道路もほとんど真上にあるのですけれども、工事現場のほうが風上にしか見えないのです。それを別々にこうですよというのではなくて、地点も限られていますし、考察できる材料として総合的に見ていただいたほうがいいのではないかと思います。

対策として、浮遊粒子状物質に対しては工事用車両が重ならないような工夫をしたとあって、すごくいいことかなと思っているのですけれども、これはおそらく苦情があったからそういうことをされたのかなと思うのですが、二酸化窒素に対してもよかったのかなと思っていました。

以上です。

○柳会長 ほかいかがでしょうか。

○池本委員 3点ほどあるのですけれども、今日の資料で、まず最初は11ページなのですが、東京都計画道路環状第2号線の案件の廃棄物のところで予測を上回ったという話があって、その理由が書かれているところがあるのですが、例えばコンクリート塊とかですと2桁違ってきていて、これが予測時には想定していなかったものが見つかったとか、そういったことが書かれているのですが、これはおそらく工事をしながら発見していったのではなくて、環境影響評価のときには例えば地質調査とかできなくてそこまで把握できなかったけれども、工事の前にはそういったことを行って把握していると思うのです。それでないと工事計画も大きく変わってしまいますし、お金も大きく変わってしまうので、発注者さんとしては困ると思うのです。ですので、例えばこういうケースであれば、事前に把握した量をもう一個書いてもいいのかなと思いました。それに対して、例えば削減のための取り組みをどういったことをしたかとか、そういったことが大事なのかなと感じました。ここだけ見ていると、予測とは違って後から見つかったものがあるけれども、再資源化率・再利用率は100%で、いいんじゃないかみたいにも読めますので、そうではなくて、直前でもいいので、事後調査をしているのであれば、その見込み、削減のための取り組み、そういったことをどのようなことをやったのかというのを見られると、こういったところは意味があるかなと感じました。これは意見です。

質問では、今日の資料の16ページ目なのですが、八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業なのですが、こちらの事業はたしか現地を見に行ったときに小学校があったところかと思うのですが、工事と小学校の関係、例えば完全に小学校が移動してから全て工事を開始したかとか、そういったところを教えていただけたらありがたいなと思いました。

3点目ですけれども、17 ページ目で廃棄物ですけれども、表の下のところで PCB とかアスベストの話が出てきていますが、これも適正に処分を行ったというところと、もう一つ、環境モニタリングとかをされていれば、その結果もあわせて示していただけるとありがたいなと感じました。

以上です。

○森本アセスメント担当課長 白金一丁目のモニタリングの件については事業者伝えてまいりたいと思います。

それから、八重洲二丁目北地区の小学校に関する件なのですが、こちらについては小学校が移転してからということで行ってございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

先ほど谷川委員から、変更届の八重洲二丁目北ですけれども、資料編に書かれている変更は、事業者が軽微だからということで、軽微なところは変更届を出さなくていいというのが条例 62 条なので、それを見てそう判断したということなのですけれども、こういう場合、変更届を出したほうがいいでしょうかとおそらく事前に事務局に相談が来ていると思うのです。おそらく事務局のほうで、どのくらいの低減率があれば出さなくていいよという指導をやっていると思うのですが、これについては、本来だと、軽微な場合とその他規則で定める場合には提出しなくていいと書いてあるので。ところが、この関連の規則をまだつくっていないのですよね。だから、いろいろな今までの条例の案件の中で、こういう場合は変更届を出さなくていいと判断したものがたくさんあると思うのです。今回みたいに自動車の駐車場台数が半減するというので軽微になると事業者は判断したわけですよね。でも、やはり何か目安をちゃんと示して、この場合は出さなくていいとか、この場合は出したほうがいいのか、事業者にわかるように明文化したものをちゃんと用意しておく必要があるのだと思うのです。ですから、今後は少しそういうところを配慮していただいて、事業者間での不公平さをなくすような試みをぜひやっていただければと思います。おそらくそういう趣旨で谷川先生は言っておられると思いますので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。ほかに御意見がなければ、受理関係についてはこれで終わることになります。

○柳会長 その他に「今後のアセス審議会の運営について」とありますが、これは審議会への事業者出席に関する運営についてのものでもあります。昨年 12 月に条例が改正されまして、その条例の中に「審議会は、事業者に審議会への出席等を求めることができる」ということ

が新たに規定されました。審議会がどのようなときに事業者に出席を求めるか、また、いつからその運営を開始するかということについて、審議会の基本的な考え方を取りまとめて、あらかじめ事業者に示しておく必要があるのではないかとということです。そこで、本日、会長提案として皆様にお諮りすることにいたしました。

資料2をご覧いただきたいと思います。24、25 ページに会長提案として「今後のアセス審議会の運営について（案）」としてあります。これをご覧いただければ、囲みの記事のところに「改正による追加規定」ということで74条の2が新たに入りました。「審議会は、〔第69条〕の規定による」——69条は下にありますけれども、審議会の設置に関する規定です——「調査審議を行うため必要があるときは、事業者その他関係者の出席を求め、説明を聴き、又は事業者その他関係者から資料の提出を求めることができる」というものです。

その下に「事業者の出席等について」というところがありますが、事業者に審議会への出席を求める場合の基本は以下のようにするという提案です。ただし、総会の答申審議と部会の総括審議のときはこれを除くということで、まず1番目に「図書の諮問内容の説明」、2番目に「総会又は部会における質疑応答」の際、3番目に、「(1)、(2)のほか、条例に基づき審議会に意見を聴くとき」ということで、その下に「事業計画や内容の変更による再アセスを実施するとき」とか、「事後調査報告書に関して措置要請をするとき」、「その他」ということで個別の条例がいろいろと書かれております。こういうときに事業者の出席を求めようというものです。

2番目に実施の時期ですけれども、審議会への事業者の出席を求めるのは平成31年5月20日となっておりますが、もう令和になっておりますけれども、5月20日からということで、これは第20期の審議会の委員の任期開始以降の総会または部会において初めて調査審議をする図書からしたらどうかという提案です。調査計画書、法アセスの配慮書の文書諮問については、直近の総会でこれまでは受理報告としておりましたが、今後は諮問に係る事業を説明するため、事業者が出席して説明を行うこととなります。ただし、原則として、総括審議を行う部会ですとか答申時の総会には事業者は出席しないというものです。それから、環境配慮書、特例環境配慮書、評価書案、法アセスの方法書及び準備書は、諮問時の総会と部会の審議に事業者が出席するというものです。これも総括審議を行う部会ですとか答申時の総会には事業者は出席しないということです。それから、評価書、事後調査計画書・報告書、変更届等の受理報告時には原則事業者は出席しないというものです。

ここに書かれていることを説明しましたが、今後のアセス審議会の運営についてというこ

とで御意見をいただければ幸いです。何か御質問等があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わりにしたいと思います。皆様、どうも長い時間ありがとうございました。それでは、傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午後 5 時 35 分閉会)